

令和3年1月8日

障害児通所支援事業所管理者各位

茅ヶ崎市障害福祉課長

令和3年1月7日付緊急事態宣言発令に伴う障害児通所支援事業に関する請求及び代替サービスの取扱いについて（通知）

日頃より本市の福祉行政の推進にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

令和3年1月7日に緊急事態宣言が発令されことに伴い、本市の児童が利用する障害児通所支援事業所に対して、請求及び代替サービスの取扱いについて通知するものです。

1 放課後等デイサービスの報酬単価について

緊急事態宣言発令後についても、学校登校時は「平日単価」、学校休業日は「休日単価」として請求してください。

※なお、児童が新型コロナの感染を恐れ、学校を休んだ場合でも、学校が開校している場合は、「平日単価」で請求してください。

2 代替サービスの継続について

本市では、感染を恐れ、利用者及びその保護者より通所を控えたいとの希望があった場合に限り、通所していない利用者に対してできる限りの支援を行った場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、令和3年1月8日（金）から令和3年2月7日（日）まで報酬の対象とします。

障害児通所支援事業所が行うことができる限りの支援内容とその取扱いについては、「1月7日緊急事態宣言発令に伴う代替サービス提供に関するQ&A（本市インターネット掲載）」のとおりとします。

3 代替サービスに係る利用者負担について

代替サービスにて支援を行った場合でも、利用者より利用者負担金を徴収してください。

※ただし、今後の新型コロナウイルスの状況で、上記に示した期間を延長する場合があります。期間を変更する場合は、改めてご連絡させていただきます。なお、連絡がない場合は上記に示した日程通りとなります。

事務担当 茅ヶ崎市 障害福祉課 吉永、浅見、山根、太田

住 所 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1

電 話 0467-82-1111 内線 3214

メ ール shoufuku@city.chigasaki.kanagawa.jp

※電話が繋がりにくい状況ですので、質問等はメールにてお願いします。